

令和9年度新潟県農林水産業総合振興事業要望調査 (農業関係) チェックポイント

提出・相談期限

9月14日(月) 午後5時まで

必要書類をご持参のうえ、市へご相談ください。

※本調査は、令和9年度の要望状況を把握するために実施するものです。今回の調査により補助金の交付が確約されるものではありません。

条件を満たした案件のみ、新潟県へ要望します。

活用する事業メニューにより、事業主体の要件、補助率、対象経費等が異なります。以下の確認事項をご確認いただき、該当する場合は早めにご相談ください。

1. 主な補助事業メニュー

メニュー	内容
継続的農林業生産体制整備促進 地域農林業生産体制整備支援(補助)	地域における生産体制の整備や、直接支払制度実施地区における継続的な営農体制の構築に向けた取組を支援します。 補助率：機械 1/3、施設 5/10 事業主体：農業法人、3戸以上で構成する団体等(いずれも認定農業者)
園芸生産促進(リース)	園芸生産の拡大、高付加価値化、低コスト化に必要な施設等の整備を支援します。 補助率：機械 1/3、施設 5/10 事業主体：農業協同組合、民間リース会社(借受者：認定農業者、農業法人等)

2. 確認事項

①すでに購入した機械・施設等は対象外

本事業は、県の承認を受けてから実施することが原則であるため、既に購入している機械・施設等は対象外となります。

②農業機械の単純更新は対象外

例：2条刈コンバインを廃棄し、新たに2条刈コンバインを導入する場合は対象外となります。対象とするには3条刈以上のコンバインを導入する必要があります。

③導入する機械の能力に見合った経営面積の設定が必要

導入する機械等には、馬力や条数等に応じて年間作業面積が設定されています。

※農業機械の適正導入に係る指針（新潟県指針）参照

例：導入予定トラクター30PS（10.3ha）＋既存トラクター25PS（10.3ha）
＝必要作業面積（20.6ha）

この場合、導入には3年後に20.6ha規模の経営面積が必要となります。

④過去に県単事業を活用している場合は、達成状況の確認が必要

耐用年数期間が残っている機械・施設等について、目標を達成していない場合は、要望をお受けできないことがあります。該当する場合は事前にご相談ください。

3. 必要書類

No.	持参いただく書類
1	調査票 ※調査票記載例を参考にご記入ください。
2	導入を希望する機械・施設の見積書及びカタログ
3	農業に係る申告書類一式（令和7年分）
4	既存機械・施設等の一覧表

※上記資料を基に、取り組み内容等の聞き取りを行います。内容に不明点等がある場合は、事前に市へご相談ください。

《問い合わせ先》
佐渡市農林水産部農業政策課
農業企画係 石見
Tell：0259-63-5117
Mail：nousei@city.sado.niigata.jp